

e - T a xをご利用いただくまえに

所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名および電子証明書を付して申告期限の3月16日(月)までにe - T a xを利用して行う場合、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができますが、利用の際には「住民基本台帳カード」が必要となります。

e - T a xを利用するために必要なもの

住民基本台帳カード【戸籍年金係で申請 手数料は平成23年3月末まで無料】

公的個人認証(電子証明書)【戸籍年金係で申請 手数料は500円】

インターネットに接続できるパソコン

(Windows Vista/XP/2000/NT4.0/ME/98SE または Mac OS X v10.4(Tiger)v10.5(Leopard)

カードリーダーライタ【一部使用できないものがありますので、ご注意ください】

利用者クライアントソフト(Ver.2)【HPからダウンロードしてインストール】

医療費の領収書および源泉徴収票などの資料

住民基本台帳カードについて

現在、申請を受けて交付するまでに約10日間必要ですが、今後、全国からカード作成の委託が殺到し、更に時間を要することも考えられますので、2月27日(金)までに申請されるようお願いいたします。なお、3月2日(月)以降に申請された場合は、3月16日(月)までに交付できないことがあります。

電子証明書について

「公的個人認証サービス」により電子証明書を取得し、住民基本台帳カードに情報を格納することになります。(ICチップに格納)

なお、取得してから4情報(住所・氏名・性別・生年月日)が異なった場合は、その翌日に自動失効することになります。また、失効している方がe - T a xを利用する場合は、再度電子証明書を取得する必要があります。

「住民基本台帳カード」および「公的個人認証サービス」の申請をする場合は、本人確認が必要となります。

公的機関が発行した写真付き身分証(運転免許証など)をご持参してください。

また、運転免許証などをお持ちでない方は健康保険証と年金手帳(証書)などの2枚以上の提示が必要となりますので、不明な点があれば戸籍年金係までお問い合わせください。

e - T a xを利用し、所得税額の控除を受けられる方

・平成20年分の所得税課税者で、すでに平成19年分において電子証明書等特別控除を受けられていない方。

ただし、所得税額が5,000円未満の方は、その税額までの控除となります。

e - T a xの利用については、税務係窓口へ備えつけてあるパンフレットを参照するか、下記までお問い合わせください。

「住民基本台帳カード」「公的個人認証サービス」に関すること～保健福祉課戸籍年金係 ☎52 - 2144

「e - T a x申告」「確定申告」「各種税金の納税」に関すること～総務課税務係 ☎52 - 2101

広報みなみふらの

お知らせ版

2009 2.1

No.179

無料調停相談会のお知らせ

富良野調停協会では、富良野沿線の住民に対し、調停制度利用の便宜と普及を図るため、下記の日程において無料調停相談会を開催しますので、日頃金銭の貸借関係あるいは損害賠償問題、夫婦や親族の色々なトラブル、日常生活での紛争解決などについて悩んでおられる方は、当日会場にお越しいただき、ぜひご相談ください。担当調停委員が親切にご相談に応じます。

○と き 3月5日(木) 午前10時から午後3時

○と ころ 富良野文化会館 研修室(1階)

○主 催 富良野調停協会



●問い合わせ先●

富良野調停協会事務局 ☎22 - 4352